

年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

今までは

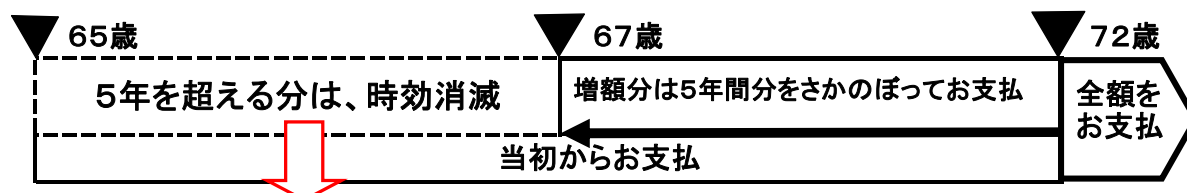
年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

これからは

年金時効特例法の成立により
過去に時効消滅した分も含めて
全期間さかのぼってお支払いします。

《具体例》

65歳から年金を受給していた方で、72歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



この部分をお支払いします

手続きなど、詳しくは、
お近くの「社会保険事務所」または
ねんきんダイヤル 0570-05-1165 まで

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)

厚生労働省・社会保険庁